

## 2024年度 町田市立鶴川第四小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

### I いじめ防止等における基本理念

問題が起きた時には24時間以内の解決を目指し、すぐに関係者への聞き取りを済ませ、保護者への報告や必要があれば教育委員会への報告を速やかに行う。特にいじめに関しては、いじめを許さない環境作りを行い、児童一人ひとりが安心して学校へ通うことができるよう努める。

### II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

#### 1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

##### 〈具体的な学校の取組〉

##### （1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやり、自他の大切さを認めることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

##### ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

##### （2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

##### ① 道徳授業地区公開講座の充実（2月）

意見交換会実施

##### ② 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

##### ③ 副読本の活用

##### ④ 情報モラル教育の推進（年間を通じた継続的な指導）

##### （3）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるように体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。（「心のバリアフリー」オリンピック、パラリンピック教育の推進。環境―「心のバリアフリー」）

##### ① 高齢者疑似体験 5年 6月中旬

##### ② 障がい者との交流 4年「障がい者の方をお招きして」（10月中旬）

##### ④ どんぐり学級・かわせみ学級との交流学習 各学年

- ⑤ 異学年交流活動 (全学年 3～4か月に1回)
- ⑥ 小中学校交流行事「真中トライアル」6年(11月中旬)
- ⑦ 児童会活動「ユニセフ集会・募金活動」(12月 児童集会～1月 募金活動)
- ⑧ 副籍交流

## 2 いじめに「気付く」(早期発見)

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

### 〈具体的な学校の取組〉

#### (1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」  
「4 いじめに『気付く』チェックリスト  
子供のサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③ 「生活指導夕会」(毎週金曜日)
- ④ 「学校いじめ対応チーム」(毎月実施)

#### (2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介(「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」  
「7 主な相談窓口・専門機関等」参照)
- ③ スクールカウンセラー・巡回指導員の活用

## 3 いじめから「守る」(早期対応)

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

### 〈具体的な学校の取組〉

#### (1) 早期対応・いじめ発見時

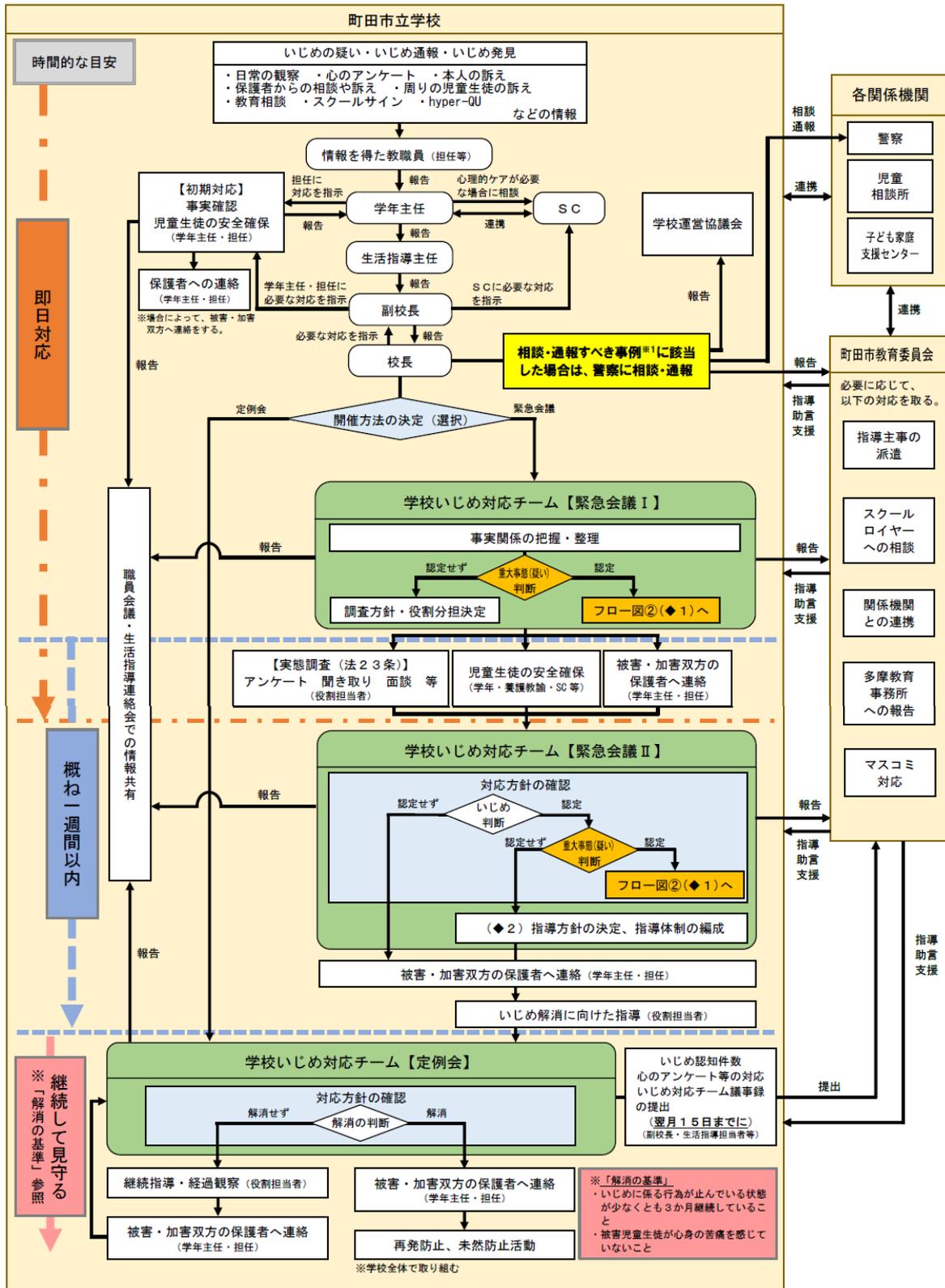
いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。  
また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

#### (2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。(「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」  
「6 関係諸機関との連携」参照)

- ① いじめ対応サポートチーム(指導課)
- ② スクールソーシャルワーカー(指導課)
- ③ 保護司、民生・児童委員
- ④ 町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑤ 学校サポートチーム

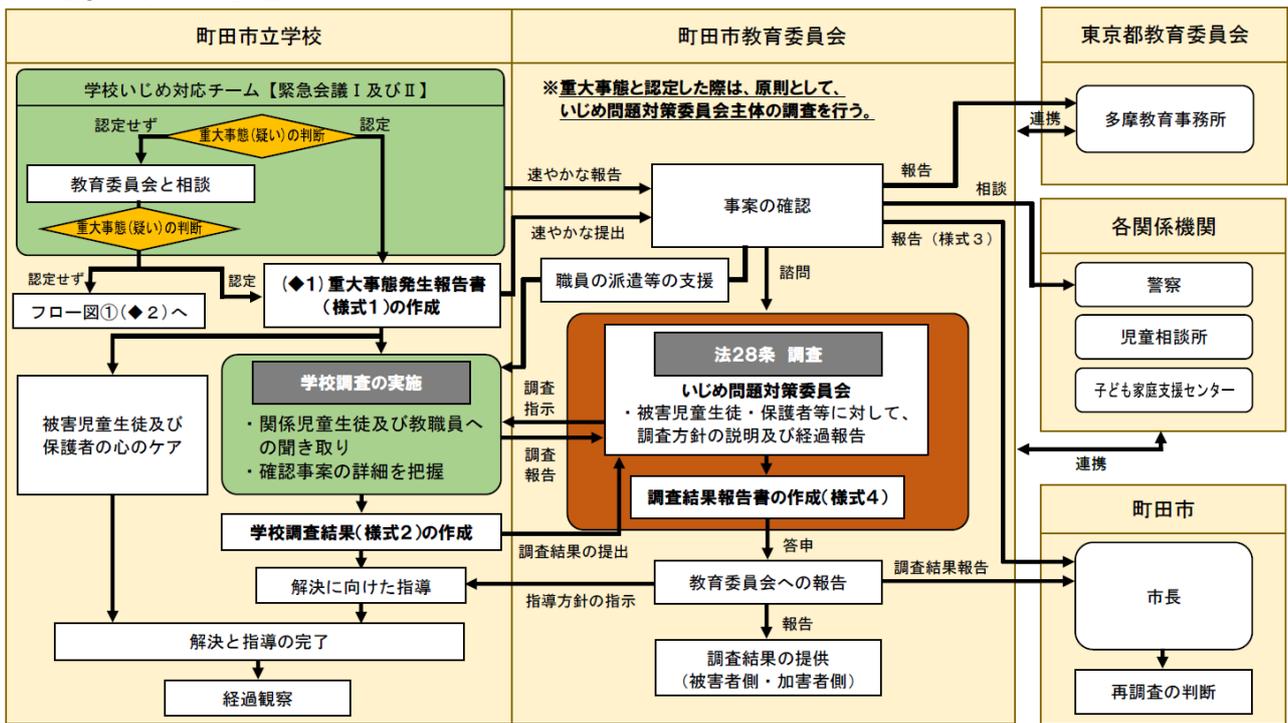
### Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ



※1 相談・通報すべき事例(令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

<b>暴行</b> ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりスポンを脱がす。	<b>自殺関与</b> 同級生に対して「死ぬ」と言って嘔し、その同級生が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
<b>傷害</b> 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。	<b>名誉棄損、侮辱</b> 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
<b>強制わいせつ</b> 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	<b>児童ポルノ提供等</b> 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
<b>恐喝</b> 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	<b>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)</b> 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
<b>窃盗</b> 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。	
<b>器物損壊等</b> 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。	
<b>強要</b> 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	
<b>脅迫</b> 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



## ○いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。

	<p>○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

#### IV 鶴川第四小学校「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

##### 【構成】

校長	悴田隆良	副校長	河本直樹
生活指導主任	藤原剛志	主幹教諭	松田隼
養護教諭	小田裕美子	スクール・カウンセラー	矢崎淳子
特別支援コーディネーター	田中仁美	特別支援コーディネーター	外ノ岡美輪子
当該学年主任	( )	当該学級担任	( )

##### 【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。

- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

## V 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
7月	学校いじめ防止基本方針の理解
9月	校内研究の研究授業参観（特別支援学級） 特別支援に対する理解を深める
12月	いじめに対する組織的な対応とは（事例をもとに学ぶ）

## V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6	生活	ルールを守ってクロームブックを使おう
	10	道徳	こころはっぱ
	2	道徳	二わの ことり
2年	6	生活	ルールを守って、クロームブックを使おう
	6	道徳	ともだちやもんな、ぼくら
	9	道徳	森のともだち
3年	6	総合	ルールを守って、クロームブックを使おう
	6	道徳	いいち、にいっ、いいち、にいっ
	10	道徳	なかよしだから
4年	6	総合	情報モラルを守って、クロームブックを使おう
	10	道徳	ぼくらだってオーケストラ

	2	道徳	大きな絵はがき
5年	6	総合	SNS東京ルール、携帯電話の使い方
	6	道徳	転校生がやってきた
	11	道徳	心のレシーブ
6年	6	総合	SNS東京ルール、携帯電話の使い方
	6	道徳	ばかじゃん
	10	道徳	言葉のおくりもの